

## 中国人民銀行

## 金融により中国(広東)自由貿易試験区建設を支援することについての指導意見

## 広東自貿区における金融改革の方向性が示される

中国トランザクションバンキング部

中国人民銀行は2015年12月9日付けで、「金融により中国(広東)自由貿易試験区建設を支援することについての指導意見」(以下、広東指導意見)を公布しました。広東指導意見の公布と同時に、天津、福建自由貿易試験区についても同様の金融改革の指導意見が公布されており、各自由貿易試験区における金融改革の方向性が示されました。

## 1. 背景・経緯

中国(広東)自由貿易試験区は、2014年12月に国务院常务会议および全国人民代表大会常務委員会において設置が決定され、2015年4月に全体プランである「中国(広東)自由貿易試験区全体プランの印刷・発行に関する通知」(国発[2015]19号)を公布、その後、各管理弁法も公布されており、徐々に具体化が図られています。

## 2. 広東指導意見の内容

広東指導意見においては、広東自由貿易試験区における金融改革の方向性が示されています。

【図表1 各自貿区の比較】

共通項目	エリア				内容
	上海	天津	福建	広東	
人民元クロスボーダーの使用拡大	○	○	○	○	【人民元外債】 ◆天津・福建・広東 限度枠、計算基準(資本金・純資産ベース等)、係数、期限等の運用手続きはいずれも明文化されず ◆上海 限度枠: 払込済資本金の1倍まで 期限: 1年以上
	○	○	○	×	【区内企業の域外での人民元債券起債】 ◆FTZ(自由貿易試験区)企業の資金調達手段として活用可能
	○	○	○	×	【区内企業域外親会社の中国における人民元債券発行(パンダ債)】 ◆発行事例は多くないものの、今後の新たな調達手段となる可能性
	○	○	○	○	【人民元クロスボーダープーリング】 【天津】グループ企業の経営年数、年間売上高、ネット流入額の制限無し 【福建】備案(届出)にて展開と規定 【広東】展開可能との指針のみ 【上海】参入条件、限度枠等、明文規定無し。備案も不要
	○	○	○	×	【企業の域外投資】 ◆条件を満たす区内企業は域外証券市場、デリバティブ投資業務を展開可能。上海は域外だけでなく域内証券・先物市場にも言及
	○	○	○	○	【個人の域外投資】 ◆条件を満たす区内個人の人民元域外各種投資が可能

共通項目	エリア				内容
	上海	天津	福建	広東	
外貨管理改革の深化	×	○	○	○	【外貨転】 ◆経常項目の外貨転と支払いは異なる銀行を選択可能
	×	○	○	○	【域外貸付】 ◆域外貸付の限度枠を更に拡大する
	○	○	○	○	【外貨建リース料受取】 ◆ファイナンスリース企業は外貨建てリース料の受取を許可する
	○	○	○	○	【限度額内の資本項目自由両替】 ◆投融資関連の資本項目クロスボーダー送金、入金は年間1,000万米ドル以内の部分は「投融資口座」を通じて自由両替可能 ◆投融資の内容は現状明らかにされていない
	×	○	○	○	【比例自律管理での外貨外債】 ◆比例自律管理での外貨外債の利用が可能、限度額は純資産の1倍まで。外債の自由元転も導入
	○	○	○	○	【外債】 外債の自由元転が導入
	○	○	○	○	【外貨クロスボーダープーリング、外貨ネットィング】 ◆天津・福建・広東：多国籍企業外貨資金集中運用の条件緩和
FT口座	○	○	○	○	【FTZ特有の口座体制作りの模索】 ◆上海での体制を参考に、天津・福建・広東でも決済の利便化を進める
	○	×	×	×	【FT口座を活用した外債調達】 FT口座経由での外債調達の場、資本金の2倍まで調達可能

注：○は細則公布済み或いは方針発表済み ×は当該施策なし

主な施策概要は上表に示したとおりですが、広東自由貿易試験区における特徴としては「香港・マカオエリアとの連携」が挙げられます。自由貿易試験区内企業が、香港資本市場において人民元建て株式・債券を発行することができる等、香港・マカオとの資本面での連携をより深め、企業に利便性を与える報告となっています。

### 3. 企業への影響

常務委員会での決定からおおよそ1年が経過し、各自由貿易試験区の方向性が徐々に明らかになってきています。広東指導意見により、金融面での改革方針が明らかとなり、企業は、少しずつではありますが各自由貿易試験区の比較検討が行えるようになってきています。広東自由貿易区は、21世紀海のシルクロードにおいても重要なハブ地点と認識されており、企業にとっても有用な施策が期待されますが、詳細な手続きが定まっていない施策も多く、更なる具体化が待たれます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中国人民银行关于金融支持中国（广东）自由贸易试验区建设的指导意见</p> <p>中国人民银行广州分行，深圳市中心支行；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：</p> <p>为贯彻落实党中央、国务院关于建设中国（广东）自由贸易试验区（以下简称自贸试验区）的战略部署，支持自贸试验区建设，构建与自贸试验区跨境贸易和投资便利化相适应的金融服务体系，根据《国务院关于印发中国（广东）自由贸易试验区总体方案的通知》（国发〔2015〕18号），提出以下意见。</p> <p>一、总体原则</p> <p>（一）坚持金融服务实体经济。围绕新常态下经济转型升级的金融需求，以促进跨境贸易和投融资便利化为主线，突出特点，积极提升金融服务实体经济的质量和水平，全面推进金融体制机制创新，优化金融资源配置。</p> <p>（二）坚持全面深化改革。在总结和借鉴上海自贸试验区成功经验基础上，充分发挥“试验田”作用，在人民币资本项目可兑换、人民币跨境使用、外汇管理等重要领域和关键环节先行试验，建立国际化、市场化、法治化的金融服务体系，及时总结评估，为全面深化改革探索新路径、积累新经验。</p> <p>（三）坚持粤港澳一体化发展。发挥区位优势，以粤港澳金融合作为重点，扩大金融服务业对港澳等地区开放，积极营造良好的金融服务环境，以开放创新带动粤港澳地区发展。</p>	<p>中国人民銀行 金融により中国（広東）自由貿易試験区建設を支援することについての指導意見</p> <p>中国人民銀行広州支店、深圳市センター支行；国家開発銀行、各政策銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵便貯蓄銀行：</p> <p>党中央、國務院による中国（広東）自由貿易試験区（以下略称自貿試験区）建設についての戦略アレンジを貫徹して実行し、具体化するために、自貿試験区の建設を支援し、自貿試験区のクロスボーダー貿易と投資利便化に適応した金融サービス体系を構築する。『國務院 中国（広東）自由貿易試験区全体プランを公布することについての通知』（国発〔2015〕18号）に基づいて、以下意見を提出する。</p> <p>一、全体原則</p> <p>（一）金融による実体経済への貢献を堅持する。新常态における経済のモデル転換・グレードアップの為の金融ニーズを軸に、クロスボーダー貿易と投融资の利便化を主線として、特徴を際立たせ、実体経済の金融サービスの品質とレベルを積極的に向上し、金融体制構造の刷新、金融資源配置の最適化を全面的に推進する。</p> <p>（二）全面的に改革の深化を堅持する。上海自貿試験区の成功経験を総括し、参考にすることを基礎に、試験地の役割を十分に発揮する。人民元資本項目自由両替、人民元クロスボーダー使用、外貨管理等の重要領域と重要な鍵となる先行試験において、国際化、市場化、法治化した金融サービス体系確立し、評価を遅滞無くまとめ、金融改革を全面的に深化するために、新たな方法を模索し、新たな経験を積み上げる。</p> <p>（三）広東省・香港・マカオ（粤港澳）の一体化した発展を堅持する。区域の優位性を発揮し、広東省・香港・マカオの金融協働を重点とし、金融サービス業が香港、マカオ等の地区に対して開放を拡大し、良好な金融サービス環境を積極的に創造し、開放刷新によって広東省・香港・マカオ地区の発展を駆動させる。</p>

(四) 坚持守住金融风险底线。建立区域金融监管协调机制，完善金融风险防控体系，在风险可控的前提下稳妥、有序地推进自贸试验区各项金融改革创新，成熟一项、推进一项。

## 二、扩大人民币跨境使用

(五) 开展跨境人民币双向融资。支持自贸试验区内金融机构和企业宏观审慎管理框架下，从境外借入人民币资金并按规定使用。探索完善宏观审慎管理框架下的人民币境外贷款管理方式，鼓励自贸试验区内银行业金融机构增加对企业境外项目的人民币信贷投放。允许自贸试验区内个体工商户根据业务需要向其境外经营主体提供跨境资金支持。

(六) 支持融资租赁机构开展跨境人民币业务创新。允许自贸试验区内融资租赁机构开展跨境双向人民币资金池业务、人民币租赁资产跨境转让业务。

(七) 深化跨国企业集团跨境人民币资金集中运营管理改革。支持自贸试验区内符合条件的企业根据自身经营和管理需要，开展集团内跨境双向人民币资金池业务，便利区内跨国企业开展跨境人民币资金集中运营业务。

(八) 推动跨境交易以人民币计价和结算。在充分利用全国统一金融基础设施平台的基础上，支持自贸试验区内要素市场设立跨境电子交易和资金结算平台，向自贸试验区和境外投资者提供以人民币计价和结算的金融要素交易服务。鼓励金融机构为境外投资者参与区内要素市场交易提供人民币账户开立、资金结算等服务。

(四) 金融リスクのベースラインを守ることを堅持する。区域金融監督管理協調体制を確立し、金融リスク予防体系を改善し、リスクコントロールが可能であることを前提に、妥当な、秩序ある自貿試験区の各金融改革刷新を推進する。一項目が成熟すれば、一項目を押し進める。

## 二、人民元クロスボーダー使用の拡大

(五) クロスボーダー人民元双方向融資の展開。自貿試験区内の金融機構と企業がマクロプルーデンス管理スキーム下において、域外から人民元資金を借入れ、あわせてに規定に基づき使用することを支援する。マクロプルーデンス管理スキーム下の人民元域外貸出管理方式の改善を模索する。自貿試験区内銀行業金融機構が企業に対して、域外項目の人民元貸出を増加させることを奨励する。自貿試験区内の個人商工業者が業務の需要に基づき、域外の経営主体に向けてクロスボーダー資金支援を提供することを許可する。

(六) ファイナンスリース機構がクロスボーダー人民元業務の刷新を展開することを支援する。自貿試験区内のファイナンスリース機構がクロスボーダー双方向人民元プーリング業務、人民元リース資産クロスボーダー譲渡業務を展開することを許可する。

(七) 多国籍企業集団のクロスボーダー人民元資金集中運営管理改革を深化する。自貿試験区内の条件に合致する企業が自身の経営と管理の需要に基づいて、グループ内クロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開することを支援し、区内の多国籍企業がクロスボーダー人民元資金集中運営業務を展開することを利便化する。

(八) クロスボーダー取引を人民元による評価計算と決済をもって推進する。全国统一金融インフラプラットフォームを十分に利用することにおいて、自貿試験区内の要素市場がクロスボーダー電子取引と資金決済プラットフォームを設立することを支援する。自貿試験区と域外投資者に向けて、人民元による評価計算と決済の金融要素取引サービスを提供する。金融機構が域外投資者として区内の要素市場取引に参加し、人民元口座開設、資金決済等のサービスを提供することを奨励する。



(九) 拓展跨境电子商务人民币结算业务。推动自贸试验区内银行机构与符合条件的互联网支付机构合作，办理经常项下及部分经批准的资本项下跨境电子商务人民币结算业务。允许自贸试验区内符合条件的互联网企业根据需要开展经常项下跨境人民币集中收付业务。

(十) 研究区内个人以人民币开展直接投资、证券投资、集合投资等境外投资，办理与移民、捐赠、遗赠和遗产相关的资产转移业务。

### 三、深化外汇管理改革

(十一) 促进贸易投资便利化。在真实合法交易基础上，进一步简化流程，自贸试验区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业，货物贸易收入无需开立待核查账户，允许选择不同银行办理经常项目提前购汇和付汇。简化直接投资外汇登记手续，直接投资外汇登记下放银行办理。放宽区内机构对外放款管理，进一步提高对外放款比例。允许区内符合条件的融资租赁收取外币租金。

(十二) 实行限额内资本项目可兑换。在自贸试验区内注册的、负面清单外的境内机构，按照每个机构每自然年度跨境收入和跨境支出均不超过规定限额（暂定等值1000万美元，视宏观经济和国际收支状况调节），自主开展跨境投融资活动。限额内实行自由结售汇。符合条件的区内机构应在自贸试验区所在地外汇分局辖内银行机构开立资本项目——投融资账户，办理限额内可兑换相关业务。

(十三) 推动外债宏观审慎管理。逐步统一境内机构外债政策。自贸试验区内机构借用外债采取比例自律管理，允许区内机构在净资产的一定倍数（暂定1倍，视宏观经济和国际收支状况调节）内借用外债，企业外债资金实行意

(九) クロスボーダー電子商取引の人民元決済業務を開拓する。自貿試験区内の銀行機構が条件に合致するインターネット支払機構と協働することを推進し、經常項目及び批准を経た一部の資本項目のクロスボーダー電子商取引の人民元決済業務を取扱う。自貿試験区内の条件に合致するインターネット企業が需要に基づいて、經常項目のクロスボーダー人民元集中入金業務を展開することを許可する。

(十) 区内個人が人民元で直接投資、証券投資、集合投資等の域外投資を行うこと、移民、贈与、遺贈、遺産に関連する資産移転業務を取扱うことを研究する。

### 三、外貨管理改革の深化

(十一) 貿易投資の利便化を促進する。真の合法的な取引基礎において、プロセスを簡素化し、自貿試験区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA類の企業は、貨物貿易収入の審査待ち口座を開設する必要がなく、經常項目の外貨転と支払いについて異なる銀行の選択を許可する。直接投資外貨登記手続を簡素化する。直接投資外貨登記を権限委譲して銀行取扱とし、区内機構の対外貸付管理を緩和する。対外貸付比率をさらに高める。区内の条件に合致するファイナンスリースが外貨でリース料を受け取ることを許可する。

(十二) 限度額内の資本項目自由両替を実行する。自貿試験区内に登録し、ネガティブリスト外の域内機構は、それぞれの機構のそれぞれの自然年度のクロスボーダー収入とクロスボーダー支出が超過しない規定限度額（暫定1,000万米ドル相当額、マクロ経済と国際收支状況をみて調節）に沿って、自主的にクロスボーダー投融資活動を展開する。限度額内の自由両替実行。条件に合致する自貿試験区内機構は自貿試験区所在地の外貨管理分局管轄の銀行機構において資本項目——投融資口座を開設し、限度額内の自由両替に関連する業務を取扱わなければならない。

(十三) 外債マクロプルーデンス管理を推進する。域内機構の外債政策を徐々に統一する。自貿試験区内機構の外債借入は比率自律管理を採用し、区内機構の純資産の一定倍数（暫定1倍、マクロ経済と国際收支の状況をみて調節）内の外債借入を許可し、企業は外債資金を自由に元転することが出来る。

<p>愿结汇。</p> <p>(十四) 支持发展总部经济和结算中心。放宽跨国公司外汇资金集中运营管理准入条件。进一步简化资金池管理，允许银行审核真实、合法的电子单证，为企业办理集中收付汇、轧差结算业务。</p> <p>(十五) 支持银行发展人民币与外汇衍生产品服务。注册在自贸试验区内的银行机构，对于境外机构按照规定能够开展即期结售汇交易的业务，可以办理人民币与外汇衍生产品交易，并纳入银行结售汇综合头寸管理。</p> <p>四、深化以粤港澳为重点的区域金融合作</p> <p>(十六) 允许非银行金融机构与港澳地区开展跨境人民币业务。支持自贸试验区内企业集团财务公司、金融租赁公司、消费金融公司、汽车金融公司、金融资产管理公司、证券公司、基金管理公司、期货公司、保险公司等机构按规定在开展跨境融资、跨境担保、跨境资产转让等业务时使用人民币进行计价结算。</p> <p>(十七) 支持与港澳地区开展个人跨境人民币业务创新。允许金融机构按照真实交易原则，凭收付指令为自贸试验区内个人办理经常项下跨境人民币结算业务。支持区内个人从港澳地区借入人民币资金，用于在区内购买不动产等支出。支持港澳地区个人在区内购买人民币理财产品。</p> <p>(十八) 深化自贸试验区与港澳地区金融同业业务合作。在宏观审慎管理框架下，支持自贸试验区金融机构与港澳地区金融同业开展跨境人民币借款业务，应用于与国家宏观调控方向相符的领域，暂不得用于投资有价证券（包括</p>	<p>(十四) 本部経済と決済センターの発展を支援する。多国籍企業外貨資金集中運営管理の参入条件を緩和する。プーリング管理の簡素化を進める。企業が集中決済、ネットィング決済を取り扱うため、銀行が合法的な電子エビデンスを審査することを許可する。</p> <p>(十五) 銀行が人民元と外貨のデリバティブ商品サービスを発展させることを支援する。自貿試験区内において登記する銀行機構は、域外機構に対して規定に基づいて直ちに両替取引の業務を展開でき、人民元と外貨デリバティブ商品取引を取り扱える。あわせて銀行両替総合ポジション管理を取り入れる。</p> <p>四、広東省・香港・マカオを重点とする区域の金融協働の深化</p> <p>(十六) 非銀行金融機構が香港・マカオ地区とクロスボーダー人民元業務を展開することを許可する。自貿試験区内企業のグループ財務会社、金融リース会社、消費者金融会社、自動車金融会社、金融資産管理会社、証券会社、ファンド管理会社、先物会社、保険会社等の機構が規定に基づきクロスボーダー融資、クロスボーダー保証、クロスボーダー資産譲渡等の業務時に人民元を使用し評価計算、決済を実行することを支援する。</p> <p>(十七) 香港・マカオ地区と個人のクロスボーダー人民元業務刷新を展開することを支援する。金融機構が真実取引の原則に基づいて、自貿試験区内の個人が経常項目のクロスボーダー人民元決済業務を取扱うために、入出金指示を行うことを許可する。区内の個人が香港・マカオ地区から人民元資金を借入れ、区内において不動産購入等に用いることを支援する。香港・マカオ地区の個人が区内において人民元建の理財商品を購入することを支援する。</p> <p>(十八) 自貿試験区が香港・マカオ地区の金融同業者間の業務協働を深化する。マクロプルーデンス管理スキームにおいて、自貿試験区金融機構が香港・マカオ地区の同業者とクロスボーダー人民元借入業務を展開することを支援する。国家のマクロコントロールの方向と合致した領域に用いなければなら</p>
---	---

理财等资产管理类产品)、衍生产品。支持自贸试验区金融机构与港澳地区金融同业合作开展人民币项下跨境担保业务。

(十九) 推动自贸试验区与港澳地区金融市场对接。支持区内外资企业的境外母公司或子公司按规定在境内银行间市场发行人民币债券。支持区内金融机构和企业在香港资本市场发行人民币股票和债券,募集资金可调回区内使用,支持自贸试验区开发建设和企业生产经营。支持港澳地区机构投资者在自贸试验区内开展合格境内有限合伙人(QDLP)业务,募集区内人民币资金投资香港资本市场。支持港澳地区机构投资者在自贸试验区内开展合格境外有限合伙人(QFLP)业务,参与境内私募股权投资基金和创业投资基金的投资。

(二十) 支持粤港澳在自贸试验区合作设立人民币海外投资贷基金。支持粤港澳三地机构在区内合作设立人民币海外投资贷基金,募集内地、港澳地区及海外机构和个人的人民币资金,为我国企业“走出去”开展投资、并购提供投融资服务。

(二十一) 扩大自贸试验区支付服务领域、征信服务业对港澳地区开放。支持自贸试验区内注册设立的港澳资非金融企业,依法申请支付业务许可。支持港澳地区服务提供者按规定在自贸试验区内设立征信机构和分支机构。探索建立自贸试验区与港澳地区征信产品互认机制。改进征信机构业务管理方式,便利港澳地区服务提供者在自贸试验区经营征信业务。

ず、投資有価証券(含む理财等の資産管理類商品)、デリバティブ商品に用いてはならない。自貿試験区の金融機構が香港・マカオ地区の同業者と協働して人民元のクロスボーダー保証業務を展開することを支援する。

(十九) 自貿試験区が香港・マカオ地区と金融市場を接続することを推進する。区内外資企業の域外親会社あるいは子会社が規定に基づき域内銀行間市場において人民元債券を発行することを支援する。区内金融機構と企業が香港資本市場において人民元株式と債券を発行することを支援する。募集資金は区内に戻して使用することができる。自貿試験区が開発建設と企業生産経営を行うことを支援する。香港・マカオ地区の機構投資家が自貿試験区内において適格域内有限パートナー(QDLP)業務を展開することを支援する。区内で人民元資金を募集し、香港資本市場に投資する。香港・マカオ地区の機構投資家が自貿試験区内において適格域外有限パートナー(QFLP)業務を展開すること、域内プライベート・エクイティ・ファンド(PE ファンド)とベンチャーキャピタル・ファンド(VC ファンド)の投資に参加することを支援する。

(二十) 広東省・香港・マカオが自貿試験区において、協働して人民元海外投資貸付ファンドを設立することを支援する。広東省・香港・マカオ 3 地機構が区内において協働して人民元海外投資貸付ファンドを設立し、内地、香港・マカオ地区及び海外機構と個人から募集した人民元資金を用いて、中国企業の“走出去(対外投資)”への投資、合併・買収への投資・融資を行なうことを支援する。

(二十一) 自貿試験区の支払サービスの領域を拡大し、香港・マカオ地区に対する信用調査サービス業を開放する。自貿試験区内に登録設立した香港・マカオ資本の非金融企業が、法に則って支払業務許可を申請することを支援する。香港・マカオ地区のサービス提供者が規定に基づき自貿試験区内で信用調査機構と分支機構を設立することを支援する。自貿試験区が香港・マカオ地区と信用調査商品相互承認体制を確立することを模索する。信用調査機構の業務管理方式を改善し、香港・マカオ地区サービス提供者の自貿試験区における信用調査業務経営を利便化する。



## 五、提升金融服务水平

(二十二) 探索建立与自贸试验区相适应的账户管理体系,为符合条件的自贸试验区内主体,办理跨境经常项下结算业务、政策允许的资本项下结算业务、经批准的自贸试验区资本项目可兑换先行先试业务,促进跨境贸易、投融资结算便利化。

(二十三) 完善创新驱动的金融服务。综合运用货币政策工具,引导金融机构加大对自贸试验区新型创业服务平台、创新型小微企业、创业群体的金融支持力度,加强和改进对港澳台同胞、海外华侨、归侨、归国留学生在自贸试验区创业项目的金融服务。支持金融机构开展供应链金融业务创新,促进自贸试验区创新型产业集群核心企业和产业链上下游企业做强。引导金融机构在依法合规、风险可控前提下,与股权众筹平台、网络借贷信息平台、互联网支付机构开展合作。

(二十四) 创建金融集成电路(IC)卡“一卡通”示范区。完善自贸试验区金融集成电路卡应用环境,加大销售终端(POS)、自动柜员机(ATM)等机具的非接触受理改造力度。大力拓展金融集成电路卡和移动金融在自贸试验区生活服务、公共交通、社会保障等公共服务领域的应用,通过提升现代金融服务水平改善民生。推动自贸试验区公共服务领域的支付服务向港澳地区开放,促进金融集成电路卡和移动金融在自贸试验区和港澳地区的互通使用。

(二十五) 推动自贸试验区社会信用体系建设。推进自贸试验区企业信用信息体系建设,完善企业信息共享、信用评价和融资推荐机制。加快发展各类征信机构,推动征信产品在金融、经济和社会管理等领域的应用。探索在跨境融

## 五、金融サービスレベルの向上

(二十二) 自貿試験区に適應する口座管理体系の確立を模索する。条件に合致する自貿試験区内の主体のために、經常項目のクロスボーダー決済業務を取扱う。政策が許可する資本項目下の決済業務、批准を経た自貿試験区の資本項目自由両替先行試行業務を取扱い、クロスボーダー貿易を推進し、投融資決済を利便化する。

(二十三) 刷新を駆動する金融サービスを改善する。貨幣政策ツールを総合的に運用し、金融機構が自貿試験区の新型創業サービスプラットフォーム、刷新型零細企業、創業グループの金融支援のレベルを拡大するよう指導し、香港・マカオ・台湾同胞、海外華僑、帰国華僑、帰国留学生の自貿試験区における創業プロジェクトに対する金融サービスを強化し、改善する。金融機構がサプライチェーン金融業務刷新を展開することを許可し、自貿試験区の刷新型産業集積企業とサプライチェーンの川上・川下企業の優位化、強化を促進する。金融機構が法に則って、合法的に、リスクコントロールが可能なことを前提に、クラウドファンディング・プラットフォーム、インターネット貸借情報プラットフォーム、インターネット支払機構と協働を展開するよう指導する。

(二十四) 金融集積回路(IC)カードである“一卡通”の模範区を創設する。自貿試験区における金融集積回路カードの応用環境を改善し、販売端末(POS)、自動預払機(ATM)等の機具の非接触受理の改良レベルを高める。自貿試験区の生活サービス、公共交通、社会保障等、公共サービス領域の活用において、金融集積回路カードとモバイル金融を大幅に開拓する。現代金融のサービスレベルを高めることを通じて、人々の暮らしを改善する。自貿試験区の公共サービス領域の支払サービスを香港・マカオ地区に向けて開放を進め、金融集積回路カードと移動金融が自貿試験区と香港・マカオ地区において相互使用されることを促進する。

(二十五) 自貿試験区の社会信用体系の建設を推進する。自貿試験区企業信用情報体系の建設を推進し、企業情報の共有、信用評価と融資推薦体制を改善する。各類型の信用調査機構の発展を加速し、信用調査生產品の金融、経済社会管理等の領域での応用を推進する。クロスボーダー融資の信用格



資中引入信用评级机制。

## 六、风险监测与管理

(二十六) 加强组织协调。中国人民银行广州分行会同深圳市中心支行，加强与地方人民政府和其他金融监管部门驻粤机构的沟通，完善区域金融监管协调机制，加强金融信息共享，提升风险联合防范和处置能力，建立和完善系统性风险预警、防范和化解体系，守住不发生系统性、区域性金融风险底线。加强对自贸试验区内金融机构信息安全管理，明确管理部门和管理职责。

(二十七) 加强跨境资金流动风险防控。区内机构办理跨境创新业务，应具有真实合法交易基础，不得使用虚假合同等凭证或虚构交易办理业务。金融机构应遵循“展业三原则”，建立健全内控制度，完善业务真实性、合规性审查机制，及时报告可疑交易。全面监测分析跨境资金流动，防止跨境资金大进大出，健全和落实单证留存制度，探索主体监管，实施分类管理，采取有效措施防范风险。

(二十八) 加强反洗钱、反恐融资管理。办理自贸试验区业务的金融机构和特定非金融机构，应按照法律法规要求切实履行反洗钱、反恐融资、反逃税等义务，全面监测分析跨境、跨区资金流动，按规定及时报送大额和可疑交易报告。完善粤港澳反洗钱、反恐融资监管合作和信息共享机制。

(二十九) 加强金融消费者权益保护。自贸试验区内金融机构要完善客户权益保护机制，负起保护消费者的主体责任。建立健全区内金融消费者权益保护工作体系。加强与金融监管、行业组织和司法部门相互协作，探索构建和解、专

付体制的导入を模索する。

## 六、リスクモニタリングと管理

(二十六) 組織協調を強化する。中国人民銀行広州支店は深圳市センター支店と共同で、地方人民政府とその他金融監督管理部門の駐広東機構とのコミュニケーションを強化し、区域金融監督管理の協調体制を改善する。金融情報の共有を強化し、リスク協同防止と処置能力を高め、システミックリスク・アラーム、防止と解決体系を確立・改善し、システミックリスク、区域性金融リスクが発生しないようベースラインを守る。自貿試験区内金融機構の情報安全管理を強化し、管理部門と管理職責を明確化する。

(二十七) クロスボーダー資金流動リスク予防を強化する。区内機構が取扱うクロスボーダー刷新業務は真に合法的な取引基礎を有していなければならない、虚偽契約等のエビデンスを使用、あるいは虚構取引を業務として取扱ってはならない。金融機構は“業務展開 3 原則”を遵守しなければならない、健全な内部コントロール制度を確立し、業務の真実性、合法性の審査体制を改善し、遅滞無く疑わしい取引報告を行わなければならない。全面的にクロスボーダー資金移動をモニタリング分析し、クロスボーダー資金の大量流入・流出を防止し、書類保存制度を整え、具体化し、主体的な監督管理を模索し、分類管理を実施し、有効な措置を採用し、リスクを防止する。

(二十八) アンチマネロン、反テロ融資の管理を強化する。自貿試験区の業務を取扱う金融機構と特定非金融機構は、法律法規の要求に基づいて、アンチマネロン、反テロ融資、反脱税等の義務を着実に履行しなければならない、全面的にクロスボーダー、区域を跨ぐ資金移動をモニタリングし、規定に基づき遅滞無く大口報告と疑わしい取引報告を報告送付しなければならない。広東省・香港・マカオのアンチマネロン、反テロ融資監督管理協働と情報共有体制を改善する。

(二十九) 金融消費権益の保護を強化する。自貿試験区内の金融機構は顧客権益保護体制を改善しなければならない、消費者の保護の主体責任を負わなければならない。健全な区内の金融消費権益保護業務体系を確立する。金融監督管理、産業組織と司法部門の相互協働を強化し、和解、専門調停、仲

<p>業調解、仲裁和诉讼在内的多元化金融纠纷解决机制。加强自贸试验区金融创新产品相关知识普及，重视风险教育，提高消费者的风险防范意识和自我保护能力。</p> <p>（三十）中国人民银行广州分行会同深圳市中心支行，加强与有关金融监管部门派出机构的沟通，按照宏观审慎、风险可控、稳步推进的原则，依据本意见制定实施细则和操作规程，报中国人民银行总行备案。</p> <p style="text-align: right;">中国人民银行 2015年12月9日</p>	<p>裁と訴訟を含む多元化する金融紛争の解決体制の構築を模索する。自貿試験区の金融刷新生產品に関連する知識の普及を強化し、リスク教育を重視し、消費者のリスク防止の意識と自らの保護能力を高める。</p> <p>（三十）中国人民銀行広州支店は深圳市センター支行と共同で、関連金融監督管理部門の派出機構とのコミュニケーションを強化し、マクロプルーデンス、リスクコントロール可能、着実に推進する原則に沿って、本意見の制定した実施細則と操作规程に基づいて、中国人民銀行本店に備案(届出)を報告する。</p> <p style="text-align: right;">中国人民銀行 2015年12月9日</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室